第 13 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

平成23年12月22日(木曜日)

議事日程

平成23年12月22日 午前9時30分 開議

1 開議宣告

- 日程第 1 発言取消しの申出について
- 日程第 2 議案第 134 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 135 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 4 議案第 136 号 字の区域の変更について
- 日程第 5 議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 6 議案第 138 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 7 議案第 139 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 140 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 9 議案第 141 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 10 議案第 142 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 11 議案第 143 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第12 議案第144号 平成23年大山町農業集落排水事業特別会計予算(第3号)
- 日程第 13 議案第 145 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 146 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開·個人情報保護審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書
- 日程第 17 陳情第 16 号 島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼動見合わせと 3 号機の建設凍結を求める陳情書
- 日程第 18 陳情第 17 号 原子力から再生可能なエネルギーへの段階的なエネルギー源 の転換を求める陳情書
- 日程第 19 陳情第 12 号 2012 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第 20 陳情第 13 号 介護保険の充実を求める陳情書
- 日程第 21 陳情第 14 号 「社会保障と税の一体改革案」に反対する陳情

- 日程第22 陳情第15号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情
- 日程第23 発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見 書の提出について
- 日程第25 発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第26 議会改革調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第27 議員派遣について
- 日程第28 閉会中の継続審査について (経済建設常任委員会 陳情第18号)
- 日程第29 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第30 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第31 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 32 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

_____.

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

- 日程第 1 発言取消しの申出について
- 日程第 2 議案第 134 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 135 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 4 議案第 136 号 字の区域の変更について
- 日程第 5 議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 6 議案第 138 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 7 議案第 139 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 140 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 9 議案第 141 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

日程第 10 議案第 142 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第 11 議案第 143 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第12 議案第144号 平成23年大山町農業集落排水事業特別会計予算(第3号)
- 日程第13 議案第145号 平成23年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 14 議案第 146 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開·個人情報保護審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 16 陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書

- 日程第 17 陳情第 16 号 島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼動見合わせと 3 号機の建設凍結を求める陳情書
- 日程第 18 陳情第 17 号 原子力から再生可能なエネルギーへの段階的なエネルギー源 の転換を求める陳情書
- 日程第 19 陳情第 12 号 2012 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第20 陳情第13号 介護保険の充実を求める陳情書
- 日程第21 陳情第14号 「社会保障と税の一体改革案」に反対する陳情
- 日程第22 陳情第15号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情
- 日程第23 発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見 書の提出について
- 日程第25 発議案第5号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第26 議会改革調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第27 議員派遣について

1番

竹口

大 紀

- 日程第28 閉会中の継続審査について(経済建設常任委員会 陳情第18号)
- 日程第29 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第30 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第31 閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第32 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

平成23年第13回大山町議会定例会追加議事日程(第4日)[第1号の追加1]

日程第1 閉会中の継続調査について (議会改革調査特別委員会 所管事務調査)

2番米本隆

記

出席議員(18名)

3番 大 森 正 治 4番 杉 谷 洋 5番 野 昌 作 6番 池 田満 正 尾 寿 博 7番 近 藤 大 介 8番 西 9番 吉 原 美智恵 10番 岩 井 美保子 1 1 番 諸 壌 司 12番 足 敏 雄 遊 13番 小 原 力 三 14番 尚 田 聰

15番 椎 木 学 16番 鹿 島 功

17番 西山富三郎 18番 野口俊明

____.

事務局出席職員職氏名 局長 …………… 書記 ………… 中 井 晶 義 諸 遊雅照 説明のため出席した者の職氏名 町長 ………森 田増範 教育長 …………山 根 浩 副町長………小 西正記 教育次長兼学校教育課長…齋 藤 匠 総務課長 ……… 押 村 彰 文 社会教育課長 ………手 島 千津夫 中山支所総合窓口課長…澤 田 勝 幼児教育課長 ………林 原 幸雄 大山支所総合窓口課長…岡 田 栄 企画情報課長 ……… 野 間 一 成 税務課長 ………小 谷 正 寿 建設課長…………… 池 義親 本 農林水産課長 ………山 下 一 郎 水道課長 ……… 野 坂 友 晴 住民生活課長 ………坂 修 福祉介護課長 ……… 戸 野 隆弘 田 弘 明 保健課長……… 斎 淳 観光商工課長………福 留 藤 人権推進課長………門 脇 英之 農業委員会事務局長…近 藤 照 秋

企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……赤 井 久 宣

午前9時30分 開会

会計管理者………後 藤 律 子

宏

総務課参事 ………酒 嶋

開議宣告

代表監査委員……… 松 本 正 博

地籍調査課長………種

○議長(野口俊明君) 改めておはようございます。12 月定例会もいよいよ本日が 最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。

ただいまの出席議員は 18 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の 会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

______.

日程第1 発言取消しの申出について

田順治

○議長(野口俊明君) 日程第1、発言取消しの申出についてを議題といたします。 この件は、12月16日に行いました一般質問の際に、質問者であります西尾寿博議員 は、全国学力一斉調査実施の経緯について発言されましたが、その内容の一部に不 適切な発言があったとして、西尾議員から、議長に対し発言取消し申出書の提出が ありましたので、大山町議会会議規則第64条の規定により、議会の許可を求めるも のであります。内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。ただいま議題となっております、西尾寿博議員からの発言取消し の申出について、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって西尾寿博議員から申出の あった発言取消しについては、許可することに決定しました。

日程第2 議案第134号

○議長(野口俊明君) 日程第 2、議案第 134 号 大山町特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としま す。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第134号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第134号は原案のとおり可 決されました。

____.

日程第3 議案第135号

○議長(野口俊明君) 日程第3、議案第135号 新たに生じた土地の確認についてを 議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第135号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 136 号

○議長(野口俊明君) 日程第 4、議案第 136 号 字の区域の変更についてを議題と します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第136号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第136号は原案のとおり可 決されました。

日程第5 議案第137号

- ○議長(野口俊明君) 日程第5、議案第137号 平成23年度大山町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。これから質疑を行ないます。質疑はありませんか。
- **〇議員(17番 西山富三郎君)** 議長、17番。
- ○議長(野口俊明君) 17番 西山富三郎君。
- ○議員(17番 西山富三郎君) ページは24ページです。非常勤消防費備品購入費 消防ポンプ自動車についてお尋ねいたします。たくさんしますよ。

まず第 1 点、この購入は、総合計画実施計画との整合性はございますか。勝手に 思いついて無計画な購入ではないですね。これが一点。それと当初予算に計上せず にですね、今回に計上したご説明を詳しくお願いしたいと思います。

それから 2 点目ですけども、このポンプ車の購入は町側の方から、団に「買いな さらんか」というふうに問いかけたのか、団のほうからですね、要望があったのか。

それから 3 点目、名和分団、大山分団、中山分団とあるわけですけども、各分団が所有しておりますポンプ、可搬等もですね、台数の説明と 1 番古いのはどこですか。これ 3 点目ですね。

4点目には、総務常任委員会とかいろいろ議論もあったようですが、住民の意見を尊重しなきゃならないというのが、行政の使命だと思いますが、先般名和分団におきましては、臨時総会を開催いたしまして、団員が集りまして可搬がいいかポンプがいいか、挙手じゃなくしてですね、紙を配って記入していただいたら、ポンプのほうが圧倒的多数であったというわけですけども、この団のですね、団の意思は尊重されますか。

それからポンプは、まあポンプ車と可搬とあるわけですけれど、可搬というのは 小さいですから小回りがききますけども、今消防車も性能が発達しておってですね、 大は小を兼ねる、ポンプも可搬の能力を担保するというふうに言われておりますが、 その点はどうですか。

それから防災計画のなかでですね、消防計画というものは十分でありますか。これから見直すようなところはあるんですか。

それから最後ですけども、これ消防ポンプ買ってもなんか競争用に買うんだとい うふうな話がありますけれども、競技用ですか。そのようなことですか。以上です。

- 〇町長(森田増範君) 議長。
- 〇議長(野口俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田増範君)** はい。西山議員より消防ポンプの自動車の予算についてのたくさんの質問をいただきました。担当課のほうより答えさせていただきますので、よろしくどうぞお願いします。
- 〇総務課長(押村彰文君) 議長、総務課長。
- 〇議長(野口俊明君) 押村総務課長。
- **〇総務課長(押村彰文君)** ご質問は7点あったように思っております。1つずつ説明をさせていだだきます。

まず、総合計画との整合性ということでございますけども、総合計画の中には、 防災力の強化というのがうたってございます。そのなかで、実施計画を定めており ますが、実はこの実施計画によりまして、古い消防車から順次更新をしていくとい う実施計画を立てておるところでございます。

そのなかで、当初の予算には無かったものがこのたび 12 月補正で提案をさせていただいたわけでございますけども、この理由につきまして、説明をさせていただきたいと思いますが、このたび補正予算に要求をさせていただきましたのは、国の第 3 次の補正予算が国のほうで決定になりました。そのなかで、メニューの一つといたしまして、合併補助金、これが 20 億だったと思いますけども、国のほうで決定をされております。そのなかの合併補助金のメニューの中に地域の防災力を高めるというのが制度のメニューにございますので、そのメニューの中の合併補助金を使いまして消防ポンプ車を買うように、今、国に対して要求をしようと考えておるところでございます。

次に、団の要望かということでございますけども、古いものから順次更新をしていきながら防災力を高めていくというのが、団の要望でございます。そのなかで、 事務局といたしましては、要望に応えるべき計画的に更新をかけていこうという考えを持っているところでございます。

次に、各分団の台数、1番古いものはということでございますけども、まず大山分団には、消防3分団と、それから役場分団がございますけども、この3分団につきましては、各分団1台ずつ、3台のポンプ車、それから役場消防には可搬のポンプ車がございます。中山につきましても、3分団と役場消防がございますけども、3分団はポンプ車、役場消防は可搬のポンプ車ということでございます。名和の分団につ

きましては、役場分団がございませんので、3分団ございますけども、そのうち今現有しております消防車は、ポンプ車2台と可搬1台という状況で、1番古いのは、名和第3分団の可搬消防車が1番古くて、19年経っておるということでございます。

それから団の意思は尊重するのかということでございますけども、消防団は地域 防災の要だと言われております。そのなかで役場の事務局と消防団は強い信頼感を 保たねば防火活動、防災活動はできないものだと思っております。そういう意味か ら団の要望、意見は最大限尊重すべきものだというふうに考えております。

次に、ポンプは可搬の代替かということでございますけども、今、可搬を持っておりますのは、先ほど申しましたけども、名和第 3 分団だけでございます。役場消防をはねますとそれぞれの分団は、全て消防ポンプということでございますので、ポンプ車で十分可搬の代替はできるものだというふうに判断しております。ただ、可搬というのは、持ち運びができるということですから、車両の入らないところについては可搬の有利性っていうのは出てきますけども、それはまあそれぞれ広域消防も持っておりますので、名和第 3 分団を可搬からポンプに換えても影響はないものだというふうに考えております。

それから消防計画の見直しということでございますけども、今計画そのものの見直しは、考えておりません。これは消防に限ってでございます。ただ消防団は、災害時には水防団ということもありますんで、そういう意味では、全体の防災計画の中で消防団の位置付けは今後、少し変わってくることもあるかもしれません。それはまあ大規模災害に備えてという意味からでございます。

今、消防団では、消防力の強化を図るために、操法の訓練、規律訓練やっておりますけども、この操法大会のためにこのポンプ車を買うというものではございません。あくまでも消防力のアップ、能力の高いポンプ車を購入することにより、消防力は高まるものだというふうに考えておりますので、その操法大会を前提にした購入ではないということでございます。以上でございます。

- ○議員(17番 西山富三郎君) 議長、17番。
- **〇議長(野口俊明君)** 西山富三郎君。
- ○議員(17 番 西山富三郎君) だいたい分かりました。確認ですけれども、大山 分団には、ポンプ車が3台あると、中山にも3台あると、2台が名和町だと。これ1 台買えば、中山、名和、大山のバランスが取れるわけですね。

それと、町長にお願いしたいわけですけども、防災というのは、大いなまちづくりだと思うですね、まちづくりの根本は人だと思います。人だと。で、人のなかの熱い心が宝だと思います。消防団に対する町長の思いと使命、少し聞かせて欲しいと思います。

- 〇町長(森田増範君) 議長。
- 〇議長(野口俊明君) 森田町長。

○町長(森田増範君) 西山議員のほうから、思いと使命ということについてのご質問でございます。先ほど担当課長のほうからも、この防災あるいは消防団の活動ということについて述べました。今年の正月の年末年始の豪雪、あるいは大震災、あるいはこのたびの秋の台風 12 号、日々ございます火災等々、非常に消防団の活動、多岐に亘っておりますし、町民の生命、財産を守るという使命、これをもって本当に果敢に取り組みをしていただいております。これも家族のご理解があって、消防団員の活動が速やかにできるものという具合に感じ、思っているところであります。そういった消防団の活動が、この地域、先ほど議員おっしゃいましたように、ある面まちづくりと、いうことにも大きくつながっております。特に大山町でも自主防災組織の立ち上げということについても、一生懸命取り組みを進めておるところでありますけれど、集落の防災、あるいは広域の防災、そういった大きな防災力をしっかりと高めていただく、そこの基本に消防団がございます。消防団のそういった使命をしっかりと感じ、消防団の活動がスムーズに進んでいくように、行政としてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

- 〇総務課長(押村彰文君) 議長、総務課長。
- **〇議長(野口俊明君**) 押村総務課長。
- ○総務課長(押村彰文君) 各分団のバランスがこれでとれるのかということでございますけども、単純に機種で言えば、バランスは取れるものになると思っとりますが、ただこのたびの購入に関しましては、バランスをとるために買うということではなくって、あくまでも消防団の消防力強化という観点からこれを消防団のほうが要望されまして、買うものでございますから、あくまでもそのバランスをとるためにこれを購入するというものではございません。以上でございます。
- ○議員(17番 西山富三郎君) 議長、17番。
- **〇議長(野口俊明君)** 西山富三郎君。
- ○議員(17 番 西山富三郎君) え、ちょっとバランスという言葉は悪かったなと思っておりますが、今町長のご説明がありましたように、安全、安心なまちづくりの基本は、人と人との絆だと思います。そこで火事が起こっているのに、知らないふりをしている人はいないと思います。そのようなための一つ、まちづくりの大きな基本に、基本中の基本だと思いますので、バランスということについては、まあ失礼でしたけれども、このことによって、消防力が強化されるというふうに、再度お考えですか。
- 〇町長(森田増範君) 議長。
- 〇議長(野口俊明君) 森田町長。
- 〇町長(森田増範君) そう考え、提案させていただいているところであります。
- ○議長(野口俊明君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(1番 竹口大紀君) 議長、1番。

- ○議長(野口俊明君) 1番 竹口大紀君。
- ○議員(1番 竹口大紀君) 同じく、歳出 24 ページ、消防ポンプ自動車について質疑をしたいと思いますが、これ担当課で確認しますと、この予算提案までに、消防ポンプ自動車を買うという予算提案までに、一度も消防の幹部会で諮られていなかったということですが、幹部会で議論されなかった理由、それと 2 点目は、3 月、今年 3 月に東日本大震災ありまして、それ以降防災に対する町民さんの意識、火事、火災だけではありません。地震、津波、水害等さまざまな防災に対する危機意識、議論の高まりを非常に感じるわけですが、この震災以降に大山町で行政組織の中で新たに防災体制、見直したのか、作り直したのか、このへんの答弁をお願いします。
- 〇町長(森田増範君) 議長。
- **〇議長(野口俊明君)** 森田町長。
- ○町長(森田増範君) 竹口議員の質問に担当課のほうから答えさせていただきますけれども、まずこの防災ということについての、取り組みのなかで特に震災があってから、町として特に大山町に 168 集落ございます。そうしたところにこの年末年始の豪雪を含めた災害の関係、あるいは震災を含めた災害の関係、集落での取り組みを、あるいは先ほど来から話が出ておりました支え合い、あるいは助け合い、そういった絆の点等々を町内に周知をし、取り組みを進めていただきたいということで、例年区長会は年の初めと、年の終わりということでありましたけれども、今年は、4月の 23 日に区長会の会長さんにもご理解をいただいて開催をし、この自主防災についての取り組み、未設置のところについての設置をしていただくような呼びかけであったり、あるいは様々な情報の共有ができるような話をさせていただいておるところであります。詳細について担当課のほうから述べさせていただきます。
- **〇総務課長(押村彰文君)** 議長、総務課長。
- **〇議長(野口俊明君)** 押村総務課長。
- ○総務課長(押村彰文君) まず、第 1 点目でございます。この消防ポンプ車更新について何故、幹部会に諮らなかったのかというご質問でございますが、ポンプ車の更新につきましては、実は昨年度から話は出ておったところでございます。で、計画といたしましては、来年度購入するという計画でおりましたが、先ほど西山議員さんの質問にもお答えをいたしましたように、国の 3 次補正で合併補助金の適用になるという情報が入ったものですから、急遽、まあ予算提案をさせてもらったという事情がございます。で、幹部会については、消防車を購入するという話はしておりますけども、それから実際の細かい仕様、機種、そこまでの話は今現在、全体の幹部会の中ではしておりません。ただポンプ車を購入するという話は幹部会のなかでもさせていただいておるところでございます。

今後、この消防ポンプ車の仕様につきましては、さらに消防団のほうと協議を交 わしながら、仕様を定め、発注をしていきたいというふうに思っておるところでご ざいます。

それから防災計画の見直しということでございますけども、防災計画の見直し作業は既に着手し、大方の作業は終えているところでございます。今最終チェックを図っておるという状況でございます。以上です。

- 〇議員(1番 竹口大紀君) 議長、1番。
- 〇議長(野口俊明君) 竹口大紀君。
- ○議員(1番 竹口大紀君) はい。防災計画は、最終段階ということですけれども、 年次計画でまあ大山町総合計画の実施計画をみますと、今後5年間で24年度から毎年1台ずつ更新されていくというような計画を立てているわけですが、この5台更新される消防ポンプ車、具体的にどの消防ポンプ車をどういうふうに換えていくか、 今後の計画があるのかないのか、ご説明願います。
- 〇総務課長(押村彰文君) 議長、総務課長。
- **〇議長(野口俊明君)** 押村総務課長。
- ○総務課長(押村彰文君) 今後の基本的な考え方は、あくまで古い物から順次更新をしていくというのが基本的な考え方だと思っております。ただ先ほども申しましたけども、消防車にはいろんな仕様がございます。その仕様につきましては、消防団のほうと協議をしながら仕様を決定し、そして更新をかけていきたいというふうに思っております。ですから今の段階で具体的にどういうものをというところの決定はしてはおりません。

まず、古いものでございますけども、名和第 3 分団が 1 番古くってこのたびの予算計上させていただいておりますが、これが 19 年経過しております。次に古いものが大山第 3 分団、これが 18 年経過をしております。次に古いものが、大山第 2 分団で 16 年経過をしております。というような古いものから順番に更新をしていこうというふうに計画をしておるところでございます。

- ○議長(野口俊明君) 他に質疑ありませんか。
- **○議員(10 番 岩井美保子君)** 議長、10 番。
- **〇議長(野口俊明君)** 10 番 岩井美保子君。
- ○議員(10番 岩井美保子君) はい。同じく消防ポンプのことでございますが、 先ほどの説明を聞いておりますと、可搬が 19年で1番古いということでポンプ車に 換えるということでございました。広域が持ってるから可搬はいいということだっ たんですが、初期消防ということの関わりで本当に可搬が必要ないのかどうなのか ということについてお伺いをしたいと思います。っていいますのは集落においては とても狭くて消防車など入らないところがあるんですよ。それなのに、その可搬も 必要じゃないということになってポンプ車3台にしてしまうのか、それとも19年経 っておるけども、可搬はおきますということなのか、どっちなのかちょっとお聞き したいと思います。

- 〇総務課長(押村彰文君) 議長、総務課長。
- **〇議長(野口俊明君)** 押村総務課長。
- ○総務課長(押村彰文君) まあ可搬の必要性に対してのご質問だと思います。先ほど来お答えしておりますけれども、大山、中山の分団には、可搬はございません。という意味からも、この消防力ということでは特に可搬がどうでも必要なものではないというふうに判断をしておりますし、今のポンプ車の性能からすればですね、まあ車が入れないということは当然想定はされるわけですけども、入れるところからホースをつなぎながらですね、消火活動をするという訓練もやっておりますし、そういう意味で可搬でなければ、消防力が極端に落ちるという判断はしておりません。現実対応も消防ポンプで充分対応しておるところでございます。以上でございます。
- ○議員(10番 岩井美保子君) 了解しました。
- **〇議員(9番 吉原美智恵君)** 議長、9番。
- **〇議長(野口俊明君)** 9番 吉原美智恵君。
- 〇議員(9番 吉原美智恵君) ページ数が 18 ページ、廃棄物焼却処理委託料と、 廃棄物収集委託料について質問いたします。

これまでの、行政の説明ではですね、この先何年間かは、盆と正月以外は今の名和のクリーンセンターで間に合うというふうに聞いておりました。ですので、2月、今年2月にありました女性団体の研修会を私たち女性団体は催しております。170名から参加しまして、環境問題について取り組み、分科会も開きました。で、その分科会の時にですね、今の状況は、そのように説明した経緯があります。名和クリーンセンターで今のところ間に合っておりまして、ということで説明いたしました。それでその取り組みのなかで、やはり減量ということを一生懸命やっていくんだということで、町内でまかなえるように頑張ろうというふうにいたしまして、そういう経緯のなかでもう少し詳しく何故米子クリーンセンターに出すことになったのか、そして、またこれまでの経緯では、説明のなかでは、名和がクリーンセンターで間に合わない時は、境港のクリーンセンターと契約してあったはずです。そのことも併せて質問いたします。

- **〇住民生活課長(坂田修君)** 議長、住民生活課長
- ○議長(野口俊明君) 坂田住民生活課長。
- **○住民生活課長(坂田修君)** ただいまの質問にお答えいたします。まず米子クリーンセンターに何故ごみを搬出しているかという点についてでございますが、現在可燃ごみの処理量につきましては、名和のクリーンセンターにおきまして 1 日当たり平均 13 トン、焼却、この春から、ごみの処理量が 13 トン、1 日あります。で、その 13 トンを処理いたしますのに、本年 9 月までは、名和のクリーンセンターで、1 日当たり約 11 トンの焼却処理をしておりました。で、残りの 2 トンは米子市のクリ

ーンセンターまで運搬して処理しておるということでございます。この理由につき ましては、名和のクリーンセンターの1日当たりの処理量の処理能力は、1日当たり 8トンが限界の処理能力でございます。そこにこれまで 11 トンをですね、1日当た り11トンを焼却しておりまして、限界を超えた焼却稼動をしておったということで、 焼却場がこれ以上は無理な稼動したらもたないという判断で、10 月からは残りの 2 トンを米子市に運んでおるということでございます。これはこれまで、職員が、長 時間の残業をして、11 トン、1 日に約 11 トンを焼却しておりましたですけれども、 非常に職員の健康状態、あるいは焼却場の維持管理が難しい状況になったというこ とで、まあ 10 月から米子のほうに 2 トン運んでおります。で、あと境港止めた、何 故境港に運搬するのを止めたのかということでございますが、境との焼却の契約と いうのは、実は本年の 3 月末まで契約、焼却していただく契約をしておりましたで すけれども、実はこの境港に運んでおりましたのは 19 年度の末で実は終えておりま す。で、その時にも1トン当たり約3万1,000円で焼却をしてもらっておりました ですけれども、焼却経費もかなり掛かるということで、20年度から22年度までは、 中山のクリーンセンターと名和のクリーンセンター両方がありましたので、そこで 職員が頑張って境に持っていく分も頑張って焼却しておりました。で、中山のクリ ーンセンターは、ご承知のようにこの春で閉鎖いたしまして、現在は、名和のクリ ーンセンターだけでやっておりますけれども、先ほど申しましたように名和で 1 日 11 トン処理すると、焼却するということは職員の健康上も、それから施設の維持管 理上も非常に困難だということで、名和で焼却するのは1日8トンまでだというこ とで、残りは全て米子に今運び出しているところでございます。以上でございます。

- ○議員(9番 吉原美智恵君) 議長、9番。
- **〇議長(野口俊明君)** 吉原美智恵君。
- ○議員(9番 吉原美智恵君) そうしますとですね、米子クリーンセンターに今出しているわけですけれど、このクリーンセンターは、女性団体で視察に行かせていただきましたけれども、最新鋭の機械が入っておりまして、何でも溶かしてしまうと、もの凄く高温でそういう施設でありまして、その時に質問いたしましたのは、維持管理費とか、修繕費も規模が全然違います。ですので、そのへんでですね、今の段階で米子クリーンセンターにお世話にならなければいけなくなったという、そういう状況でありますれば、これからの管理維持費とかまた修繕費とかのその分担の問題が起こってくるのではないかと懸念いたします。そしてそのことについてどう思われるのか。話し合いが始まっているのか、それからここの米子市以外の町村で米子市のクリーンセンターに、大山町以外搬出しているところがあるのか。2点、お伺いいたします。
- **〇住民生活課長(坂田修君)** 議長、住民生活課長。
- ○議長(野口俊明君) 坂田住民生活課長。

○住民生活課長(坂田修君) お答えいたします。現在、本町は米子市のクリーンセンターにお世話になって、可燃ごみを搬出、焼却していただいております。で、この経費につきましては、現在1トン当たり2万2,000円の支払をさせていただいて焼却していただいております。で、今後の米子クリーンセンターの運営上、各町村からいろいるな面で負担を求められはしないかという心配があるわけでございますが、現在は1トン2万2,000円ということで今後につきましては、西部広域との関連もございますけれども、西部の町村が平成33年には、全部の町村が米子市のクリーンセンターのほうに運ぼうかと、お願いしようかという今検討がされております。これはかなりの確率でそうなるんではないかという具合に思っておりまして、で、維持管理費、米子クリーンセンターの維持管理費の分担金につきましては、今後各市町村が集りまして、西部広域あるいは西部の町村会等で集りましてその負担金等の審議、検討していくものと考えております。

それから米子市のクリーンセンターに本町以外で焼却をお願いしているところはということでございましたが、現在本町と日吉津村が、米子市の焼却場のほうでお願いして焼却していただいております。また平成28年度以降は、境港も米子市のほうで全部焼却していただくという計画をもっておられるようでございます。以上でございます。

○議長(野口俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ここで休憩いたします。

午前 10 時 9 分 休憩午前 10 時 11 分 再開

〇議長(野口俊明君) 再開いたします。

これから、議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)について討論を行います前に、竹口大紀君外 6 人から議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)に対し、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

この動議は、地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく 動議でありますので、これを本案と併せて議題とします。

初めに、竹口大紀君外 6 人から提出された議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)に対する修正案について、提出者の説明を求めます。提出者 竹口大紀君。

○議員(竹口大紀君) はい。ただいま議題となりました議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)に対する修正案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、今定例会で提案された一般会計補正予算において、消防ポンプ自動車の購入費用に関する予算の削除を提案し、議会の議決を求めるものでございます。この修正案は、歳入歳出予算の追加額を 4 億 6,508 万 7,000 円に改め、歳入歳出予算の総額を 107 億 6,893 万 4,000 円とするものでございます。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。第35款地方交付税は、733万3,000円の減額で、内容は消防ポンプ自動車購入に関する予算に充当される普通交付税です。第55款国庫支出金は、1,737万1,000円の減額で、消防ポンプ自動車購入に関する予算に充当される合併市町村補助金です。

次に歳出につきまして、ご説明を申し上げます。第 45 款消防費は 2,470 万 4,000 円の減額で、第 5 項消防費の非常備消防費で、消防ポンプ自動車購入に掛かる費用 を減額いたしております。

本修正案は、大山町における総合的な防災、消防体制づくりの今後の計画的な推進の方向性が、まだ決定されていないなか、本来であれば年次計画に沿って更新される消防自動車が、急を要する補正予算で計上され、現段階での購入が今後の防災体制づくりに大きく影響をするものと判断しまして提案いたしました。

今年 3 月の東日本大震災以降、防災に対する町民の意識の高まりを感じるなか、 どの程度までの災害を想定し、どのような防災体制を作るのか、行政側が、先ほど も答弁のなかでありましたけれども、まだ計画の見直しが完成していない最終的な 段階だというなかで、消防ポンプ自動車、購入するのがいいのか悪いのか、これを 判断しろということ自体がおかしいというふうに考えております。高額の物品購入 を実行する前に、大山町全体の防災体制を考えなければ、全体像の無い、計画性の 無い、無駄な予算を使ってしまうことになると考えております。

どのような消防車両がいいか、現場の意見を重視すること、これはとても大切です。先ほどもありましたが、可搬がいいのかポンプがいいのか、消防団のなかでも非常に議論をされて、最終的にポンプ車がいいということになった、こういう判断は、重視することだというふうに考えますが、現状でポンプ車が2台必要なのか、3台必要なのか、あるいはそれ以上必要なのか、どんな装備のどんな能力のどんな車両がいいのか、これ等の合理性、必要性を議会で、そして町民全体で議論するためにも、どの程度までの災害を想定したどのような防災体制を作るのか、まずそこから決定しなければ、何を基準に判断していいのか、誰も分かりません。現状で火災現場で動作しないから、急を要するから更新される車両ではないために、執行部の作り直しを今最終的な段階まで作り直しております防災計画ができて、それから2、3カ月あるいは長ければ半年でも議論したとしても、何ら問題はない、むしろ町民は大歓迎であるというふうに考えております。

繰り返しになりますが、大山町が描く、防災体制の全体像が見えないなかで、どんな消防車両がどこにどれだけの数必要かを判断すること、これはもう不可能に近

いというふうに考えております。例え、今現段階で判断したとしても、将来振り返ったときに、誤った判断だったと言われる可能性は非常に高くなるというふうに思います。ポンプ車が、いい、悪いということではありません。必要性を充分に吟味して防災計画が新たにできたあとに必要であれば、改めて来年度の予算に計上する、こういう段取りを踏んで、計上すれば良いのではないでしょうか。

以上で、議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算第 (8 号) に対する 修正案の説明を終わります。

〇議長(野口俊明君) これより、竹口大紀君外 6 人から提出された議案第 137 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算(第 8 号)に対する修正案について、質疑を行 います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。まず、町 長から提案された原案に対する賛成討論を許します。えーと、手を上げられました か。

続きまして、町長から提案された原案及び竹口大紀君外 6 人から提出された修正 案に対する反対討論を許します。

次に、町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。

次に、ん、ここでやっていくだろう。なら私今ちょっと、4種類を説明しておいて という考えであれしましたけど、なら1種類ずついきます。

これから、討論を行います。まず討論は、修正案と原案に分けて行います。まず、 町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。

- ○議員(17番 西山富三郎君) 議長、17番。
- **○議長(野口俊明君)** 17 番 西山富三郎君。
- 〇議員(17番 西山富三郎君) 賛成討論ですね。
- **〇議長(野口俊明君)** 町長から提案された原案に対する賛成討論です。
- ○議員(17番 西山富三郎君) 町長が提案しておりますポンプ車購入に賛成する 立場で討論をいたします。

私は先日、名和分団の団長さんのところを訪ねていろいろと意見を聞きました。 大山地区、名和地区、中山地区がありますので、それぞれの場所で火災があった時は、大山は大山の人が主導をとる、中山は中山の人が主導をとる、名和は名和が主導をとるということでですね、消防団はだいたい団結しておるようであります。御来屋地区の消防団はですね、たびたびの大火に遭いまして、献身的にですね、命を懸けて消防団としての誇りをもって、防災を未然に防いでおります。大いに敬意を表すべきだと思います。このポンプ車の購入がもし、否決されたらですね、消防団は解散するかも分かりませんよ。どうなるんですか、解散したら。出初式もできん かも分かりませんよ。そのようなことは議会はどう責任を持つのでありますか。

なお、備えあれば憂いなしということでございまして、名和町政にですね、防災の計画が無いなんていうことはありませんよ。安全なまちづくり、絆を持つまちづくり、これには具体的にですね、日々町長をはじめ職員がですね、真剣に現場を見ながらですね、取り組んでいると思いますよ。現場こそ法律なんです。現場にたくさんの声があるです。町長や総務課長から説明がありましたようにですね、第 3 次補正で 20 億ついたと、ということの経過のなかで、時宜を得た提案であります。備えあれば憂いなしです。消防ポンプを購入してですね、町長が提案しておるように生命と財産を守り、絆のあるまちづくりに議会も鋭意努力しようではありませんか。全員の皆さんの賛同を期待、お願いいたします。

- ○議長(野口俊明君) 続きまして、町長から提案された原案及び竹口大紀君外 6 人から提出された修正案に対する反対討論を許します。
- **〇議員(15番 椎木 学君)** 議長、15番。

[議場内ざわつく]

- ○議長(野口俊明君) もう少しかみ砕いてしゃべりますから、よく聞いておいてください。両方の原案に対する反対討論を許します。両方の反対でございます。ありますか。
- **○議員(15番 椎木 学君)** 議長、15番。両方?
- **〇議長(野口俊明君)** もう一度いいます。町長から提出された原案及び竹口大紀 君他 6 人から提出された修正案、両方に反対の方の討論を許します。

[「そらおかしいわ」「休憩」「賛成」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口俊明君) 休憩します。

午前 10 時 25 分 休憩 午前 10 時 27 分 再開

○議長(野口俊明君) 再開いたします。討論のなかで、2番目の討論としておりました町長から提案された原案に対する賛成討論の後の、町長から提案された原案及び竹口大紀君他 6 人から提出された修正案に対する反対討論を一緒にする予定でしたが、これを二分割して、最初に町長から提案された原案に反対者の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(野口俊明君) 続きまして、竹口大紀君他 6 人から提出された修正案に対する反対討論を許します。
- **○議員(15番 椎木 学君)** 議長、15番。
- **〇議長(野口俊明君)** 15 番 椎木 学君。
- ○議員(15 番 椎木 学君) 修正案に対する反対討論を行います。この補正予算 につきましては、総務委員会で、所管でございますんで十分に委員長の立場で皆さ

んの意見を聞いて判断したつもりであります。了解していただいたつもりでありますが、修正案が出たということは、非常に不徳の致すところではございます。実施計画では、既に 23 年度、あっ、24 年度に更新が決まっておりました。今回たまたま国庫補助有利な 1,700 万が付くということで、24 年度の購入予定を 23 年度の補正で行うということでございます。で、この可搬からポンプ車になるわけでございますが、これは消防能力の向上につながるわけでございまして、地域消防の最前線を担っている消防団の皆さんに対して、この購入を消防能力の増加に繋がる購入を否定するということは、名和消防第 3 分団の意思を否定するということでございまして、これは非常に由々しき問題ではないかというふうに考えております。あくまでも実施計画は既に古い順から更新というのは説明のなかで聞いたわけでございますけども、そういう意味におきましても議会とこの修正案につきましては、議会と消防団の信頼関係を非常に損なうものであり、この修正案に対しては、反対いたします。以上です。

○議長(野口俊明君) 次に、町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。これでいいと思いますよ。

次に、竹口大紀君外 6 人から提出された修正案に対する賛成討論を許します。

- 〇議員(8番 西尾寿博君) 議長、8番。
- 〇議長(野口俊明君) 8番 西尾寿博君。
- ○議員(8番 西尾寿博君) 私は、修正案に対して反対、ああ賛成という立場で、 ごめんなさい、立場でお話しをしたいと思います。

安心安全、命と財産を守る要として、頑張ってる消防団に対し、私も敬意と感謝 の気持ちを持っているものであります。

しかしながら、今回の提案に対して、ちょっと私として若干予算との関わりが分かりづらいのかもしれませんが、気持ちを述べさせていただきたいと思います。

平成 19 年 9 月にです。開かれた議会あるいは信頼される議会を目指すということで各常任委員会が所管、諸団体とですね、話し合いを持つということで、決りまして、私その時ですね、総務常任委員会の副委員長を務めさせていただいておりました。その時にですね、第 1 回目に選んだのが、消防団でございます。その意見書は今からまあ 4 年前になるわけですが、皆さんで話し合いました結果がですね、だいたい 1 点、大きくいって 1 点のことにだいたい集中しておりました。それはですね、全国的に言えることだが、団員の高齢化、減少傾向が顕著になってきた。そのなかで大山町も定員割れ状態になっている。その他にもですね、9 項目の話し合われた内容を検証し、そして議長宛に提出したという経緯がございました。この報告書をですね、町のほうに言ったのかということを確認する前に、この同行職員という人がおられます。総務課長、そして防災担当者、事務局長もおられました。当然そのことはですね、通じたというふうに私は思っております。そのなかで、今回年次計画

のようなものが、新しく更新されるものがもう少しでできるというこのタイミングに、じゃあ何をどうやってやるか、この町全体を考えた上で、もし私であれば、一つのものを共有できるものを持ちましょうということもあってもいいと思いますし、各団にないといけないというものもあると思います。そのような総合的な感覚、あるいは皆さんが持たなくていいものもあると思うんですが、それが総合的に考えたなかであるということが大事だというふうに考えます。

今回、最初に提案理由を言われた竹口議員の話を聞いておりまして、誠にその通 り、今回、もう既にできかけているものがあるとするならば、この予算的にですね、 補助金が期限というか、発注段階でですね、どの程度までで期限があるというのも あるでしょうけども、時間が許すならば、あるいはそれが許されなくてもですね、 もう一度そのあたりを考えながらやって欲しいという気持ちで私はおります。まあ 町民の方もそのようなことだろうと、私は理解しておりまして、この 9 項目の中で 大事なことも実は入っております。役場分団の設置、これをお願いしたいと。そし てもう一つ、公共施設ができる場合は、防火水槽も設置すると、このお願い事が消 防団の側から入っております。実際、今回拠点保育所、建てるわけですが、実は消 火栓が近くにあります。しかし、消火栓があてにならない状況があるということも 考えられます。まあ、今回も震災なんかが正にそのとおり。そういったなかで、私 はこの防災計画をより実施する段階で、いろんなことを加味しながら積み上げたり 崩したり、優先順位が変わってきた場合でも、それをまた積み上げるというような ことをしながら、ただ単に古い順からという発想でなくってですね、今回このよう なことを盛り込むべきだとか、例えば婦人消防であれば、60 ミリのホースから婦人 が扱える可能な 50 ミリホースに変えるというようなことも国のほうでも今考えてる し、実際やっているところもあります。実はそっちのほうにお金を使うというよう なことがあってもいいじゃないか。例えば更新を「1年待ってくださいよ」というよ うな話がしかるべきだというふうに考えまして、今回もう一度考える時間があると 思いますので、今回修正案を賛成するという立場で意見を申し上げさせていただき ました。終わります。

- **〇議長(野口俊明君)** 次に、町長から提案された原案に賛成者の討論を許します。
- ○議員(12番 足立敏雄君) 議長 12番。
- **○議長(野口俊明君)** 12 番 足立敏雄君。
- ○議員(12番 足立敏雄君) 私は議長提案の、ああ、失礼、町長提案の原案に賛成という立場でしゃべらせていただきます。

まずこの名和分団、非常に特殊な形になっております。っていいますのは、他の大山地区、中山地区はそれぞれ、3つの分団が広い地域の中に分散してこう配置されております。ところが名和だけは、ここの御来屋に 3 つの分団のポンプ車全てが揃っております。そのなかの一つの可搬ですので、皆さんもご存じのように、可搬の

場合には、非常に動ける範囲、あの、あれが、分かってきます。非常に狭いものに なってきます。それから能力も少しポンプ車よりも落ちるということと、それから 名和がそういう特殊な状況にあるので、できるだけ活動範囲が広いポンプ車のほう が便利だということは誰にも分かることだと思います。その上で先ほどから総務課 長等が述べておりましたように、もう 24 年には、買うんだということが予めだいた い決っていたと、それから今先ほどから、竹口議員等も西尾議員からも指摘があり ましたが、もうすぐ防災計画の最終的なものが決ると。恐らく課長のところは、ま あ恐らくというわけではありませんが、この消防の消防ポンプ等につきましては、 別にそういうその最終的な決定を待たなくっても必ず必要なものだということで、 もう前もって話は進められてたという経緯だろうと思っております。そういう状況 のなかで、本当に早く名和分団さんのほうの 3 つの分団が、ちゃんとポンプ車を持 つということは非常に大事なことだと思いますし、またポンプ車を買ったからとい って、今ある可搬を先ほども出ておりましたように、役場分団がないのはこの名和 だけですので、名和で役場分団を作ってそこが可搬を使うようになれば、3地区の消 防団、全てが同じような条件になるというふうに考えます。そういう状況のなかで、 やっぱりあの移動範囲の狭い、可搬よりはポンプ車を名和の場合は、特にそういう 状況で 1 箇所に集っておりますので、絶対必要じゃないかなというふうに考えるし だいでございます。そういう意見も名和の消防団員の方から何人かからも聞きまし たので、しかもこの前、臨時の総会もやられてそこでしっかり議論された上で、買 うということを決定されたというふうに聞いておりますので、この原案でいくべき だろうというふうに思っております。以上です。

- ○議長(野口俊明君) 次に、竹口大紀君外 6 人から提出された修正案に反対者の 討論を許します。
- **○議員(17番 西山富三郎君)** 議長、17番。
- **○議員(7番 野口俊明君)** 討論は1回、西山議員につきましては、討論が1回済んでおりますので、対象外です。ありませんか。

次に、町長から提案された原案に対する賛成討論を許します。

次に、竹口大紀君外 6 人から提出された修正案に対する賛成者の討論を許します。 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) はい、討論ないようでありますので、これで討論を終わります。ここで暫時休憩いたします。

訂正します。続行いたします。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 137 号を採決します。採決の順序は、まず修正案についてお諮りし、次に原案についてお諮りします。

初めに、竹口大紀君外 6 人から提出された修正案について、起立によって採決し

ます。お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立少数です。よって本修正案は否決されました。

次に町長から提出されました原案について、起立によって採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって議案第 137 号は原案のとおり、 可決されました。

ここで休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前 10 時 44 分 休憩

____.

午前 10 時 55 分 再開

日程第6 議案第138号

〇議長(野口俊明君) 再開いたします。日程第 6、議案第 138 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算(第 4 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第138号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第138号は原案のとおり可 決されました。

日程第7 議案第 139 号

○議長(野口俊明君) 日程第 7、議案第 139 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案

第139号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第139号は原案のとおり可 決されました。

----··

日程第8 議案第140号

- **○議長(野口俊明君)** 日程第 8、議案第 140 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〇議員(5番 野口昌作君) 議長、5番。
- **○議長(野口俊明君)** 5番 野口昌作君。
- ○議員(5番 野口昌作君) この議案はですね、保険税を1億887万1,000円減額ということになっております。これまああの、積立金等をですね、充当しながらこれだけ減額すると、それから昨年度と一緒の税率でですね、これだけ減額になるというようなことでございますが、当初予算では、税金に、国民健康保険税につきましては、5億3,707万4,000組んでございます。

22 年度の当初予算よりも、1 億 1,456 万 2,000 円増額の予算が組まれたところで、 当初予算で組まれたところでございますが、これがですね、この当初、税額、税率 等については、前年度並みにするんだというような考え方の下にですね、当初予算 が組まれたでないかという具合に思ったりするところでございますが、まあ当初予 算をですね、どういう考え方で、これだけの当初予算を組まれていたのか、前年度 の当初予算に比べてですね、1 億 1,000 万も多いようなですね、当初予算がどういう 考え方で組まれておってですね、まあ今回は減額になる意味は分かるわけでござい ますけれど、当初予算の頃の考え方を一つ伺いたいと思ったりします。

それからもう 1 点はですね、この全額、減額になるわけでございますが、もう既に、納入者の方には、だいたい連絡が、通知がいっているでないかと思います。当初の、当初のですね、5 億からの 5 億 3,700 万の税額を当初予算で組んでおりましたから、これの税額がですね、いっているでないかという具合に思ったりしますが、これはですね、いつ頃修正されるかということを伺いたいです。以上です。

- **〇住民生活課長(坂田 修君)** 議長、住民生活課長。
- **〇議長(野口俊明君)** 坂田住民生活課長。
- **○住民生活課長(坂田 修君)** ただいまの質問にお答えいたします。国保の税額についてでございますが、当初予算の国保税の総額が前年度に対して、1億数千万多く組んであるのは何故かということでございますが、これは23年度の必要な医療費の総額を推計いたしまして、あと国や県の補助金とか、交付金、財政調整交付金等々

を総合的に計算いたしまして、当初予算を組んでおりました。医療費の総額は、これだけ必要だということで、1億数千万、前年度よりも多く組んだということでございます。で、まあしかしながら、本年度の税額を総額で 1億3,000万減額するということにつきましては、やはりこのように本町におきましても全国的にも経済状況は非常に悪い、雇用状況も悪いということで保険税の増額は納税者の理解が得れないだろうということで、昨年度と同じ程度の保険税にさせていただいたということでございます。

それから次に、今回の補正に伴い、納税者に税額の通知はされたのかというご質問であったと思うんです。納税者のほうには、この春に、国保の審議会のほうで、答申をいただいて前年度並みに保険税を据え置くということでございますので、納税者の方には、納税通知書で、税額をお知らせいたしております。以上でございます。

- ○議員(5番 野口昌作君) 議長、5番。
- **〇議長(野口俊明君)** 5番 野口昌作君。
- ○議員(5番 野口昌作君) そういたしますとですね、今年の5月30日の日付でですね、歳入の、歳入っていうですか、方針として、その前年度の税率、税額を前年度並みとするというようなですね、チラシをいただいているわけでございますけれども、5月30日だったわけですからこれが、まあ予算として組むんだったらだいたい9月の補正予算でも組めたでないかという具合に思ったりしますが、この点が1点とですね、それから納税者に通知したと言われますのは、なら結局、予算額とは全然検討の違った通知、税額が、予算額とは全然違った徴収額が示されているということですか。その点伺いたいです。
- **〇住民生活課長(坂田 修君)** 議長、住民生活課長。
- **〇議長(野口俊明君)** 坂田住民生活課長。
- 〇住民生活課長(坂田 修君) 補正予算の実施の時期ということ、何故 9 月に行わなかったかということでございますが、国保の運営の場合に、非常にまあ予算を組むときに、医療費の総額が、支出すべき必要な医療費の総額が、いくらになるのか 1 年間、トータルで、この推計というのが非常に大切でございます。で、従いまして、9 月に急いで補正いたしましても、その必要な医療費の総額を補足するということが非常に今難しい時期でございまして、この 12 月の付近に入ってきますと、やや本年度の給付すべき医療費の総額がつかめてくるということで、やや正確な補正予算が組めるということでございまして、仮に 9 月に補正予算を計上させていただきましても、かなりまた 12 月に補正、また 3 月に補正ということがございますので、やや正確な本年度の歳出総額を見込んでから補正予算を提出させていただこうということで今回の補正をさせていただいたということでございます。

それから 2 点目でございますが、予算額と違った税ということでございますが、

これはやはり、国保の運営審議会で、いろいろ検討していただいて、先ほど申し上げましたように、非常に経済状況や雇用状況、非常に悪いということでございますので、予算は狂いましたですけれども、やはり実態にあったと申しましょうか、納税者のご理解をいただけるような形の税率にさしていただいたということでございます。

○議長(野口俊明君) 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第140号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第141号

○議長(野口俊明君) 日程第9、議案第141号 平成23年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第141号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

_____.

日程第 10 議案第 142 号

○議長(野口俊明君) 日程第 10、議案第 142 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第142号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第142号は原案のとおり可 決されました。

日程第 11 議案第 143 号

○議長(野口俊明君) 日程第 11、議案第 143 号 平成 23 年度大山町介護保険特別 会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論 を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第143号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 144 号

〇議長(野口俊明君) 日程第 12、議案第 144 号 平成 23 年度大山町農業集落排水 事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。これから質疑を行いま す。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第144号を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第144号は原案のとおり可 決されました。

_____·__·_-

日程第 13 議案第 145 号

○議長(野口俊明君) 日程第 13、議案第 145 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第145号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第145号は原案のとおり可 決されました。

日程第 14 議案第 146 号

○議長(野口俊明君) 日程第 14、議案第 146 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案 第146号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第146号は、原案のとおり 可決されました。

____.

日程第 15 諮問第 1 号

- 〇議長(野口俊明君) 日程第 15、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範 君。
- 〇町長(森田増範君) 議長。
- 〇議長(野口俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田増範君)** はい。それでは諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、ふたたび金田隆介さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

金田さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じておられ、適任と考え 推薦をいたすものでございます。

また金田さんは、長年にわたり中学校教諭として勤務された後、平成6年4月から平成13年3月まで米子市立車尾小学校長として勤められ定年退職後、同年4月から平成16年10月まで米子市の人権教育推進員を勤められた方であります。また平成18年4月からは、本町において人権擁護委員としてご尽力を賜っており、現在、鳥取県人権擁護委員連合会理事、そして米子人権擁護委員協議会副会長としてもご活躍いただいております。

なお、発令期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの任期3年の 予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、 諮問第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(野口俊明君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、諮問第 1 号は、原案のとおり 推薦することに決定しました

日程第 16 陳情第 11 号~日程第 18 陳情第 17 号

○議長(野口俊明君) 日程第 16、継続審査となっていました陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書についてから、日程第 18、陳情第 17 号 原子力から

再生可能なエネルギーへの段階的なエネルギー源の転換を求める陳情書についてまで、計3件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、 椎木学君。

○総務常任委員長(椎木 学君) はい、議長。総務委員長の椎木でございます。

ただいま議題となりました、陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書についてから、陳情第 17 号 原子力から再生可能なエネルギーへの段階的なエネルギー源の転換を求める陳情書についてまで、計 3 件について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成23年12月12日、審査人数は全員の6名です。

陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情書でありますが、東日本大震災の被災地域を含めて停滞を極めている地方において、地方自治体の果たす役割は非常に重要であります。また、地方に対する財政措置、施策、対策も重要であり、財源の課題はありますが、採決の結果、全会一致で採択と決しました。

次に、陳情第 16 号 島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼動見合わせと 3 号機の建設凍結を求める陳情書でありますが、地域および地域産業に欠かせない電力を供給している現実、そして、中国電力株式会社とEPZ圏外の鳥取県、米子市、境港市との安全協定が締結される方向にあります。採決の結果、賛成 2、反対 3 で不採択と決しました。

次に、陳情第 17 号 原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギー源の 転換を求める陳情書でありますが、エネルギー基本計画の見直しは共通認識であり ますが、原子力から再生可能エネルギーへの代替が不確実であり、化石燃料の利用 も不可避と考えます。採決の結果、賛成 1、趣旨採択 4 で趣旨採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

〇議長(野口俊明君) 以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

これから、陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書について、質疑を 行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、陳情第 11 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

○議長(野口俊明君) 次に、陳情第 16 号 島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼動見合わせと 3 号機建設凍結を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(野口俊明君)** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〇議員(3番 大森正治君) 議長、3番。
- 〇議長(野口俊明君) 3番 大森正治君。
- 〇議員(3番 大森正治君) はい。
- ○議長(野口俊明君) あっ、待ってください。ちょっと座ってください。討論があるということでございます。まず、原案に賛成者の討論を許します。
- 〇議員(3番 大森正治君) 議長、3番。
- **〇議長(野口俊明君)** 3番 大森正治君。
- ○議員(3番 大森正治君) 私は、この島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼動見合わせと3号機の建設凍結を求める陳情に賛成の立場で討論をいたします。

この3月11日に起こりました東日本大震災による福島第一原発のこの大事故によりまして、原発は安全ではないと。いわゆる安全神話は、完全に崩れた、これはもう本当に皆さんの共通理解になっているというふうに思います。

この原発による大事故によって、今のこの化学技術では、制御できない、本当に 危険極まりのないものだということが分かりました。そして、一端事故が起これば、 大きな被害が広範囲に、そして長期間に亘るということも証明されてしまいました。

では、島根原発の場合はどうかといいますと、その現状はですね、1 号機が 37 年も経つ非常に老朽化したものだということです。そして、点検漏れが、これまで 500 ヶ所以上もあったというね、考えれないような、余りにもこう中国電力のずさんさっていうものが、露呈しております。この点について、保安院でさえですね、この評価が、安全保守管理体制のこの 5 段階評価で 1 と、1 です。1 段階の評価しか出なかった。こりゃあ全国たくさんありますけども、島根原発のみだったということだそうです。

なおですね、すぐそばには、長い活断層が見つかっております。いわゆる宍道断層と呼ばれておりますけども、これが調査するたんびに伸びると。だけ伸びる断層だと、活断層だというふうな揶揄した言い方もされているんですけども、そういうふうなところに立地しているこの島根原発、そういうようなことを考えると本当に島根原発も事故が起こったら大事故になって大きな被害が出かねません。ですから

当然、この近くの周辺住民だけではなくて、この 50 キロ圏にある私たち大山町民のこの安全、安心、ということを考えた場合にも、今のこの島根原発の 1、2 号機の再稼動の見合わせ、そして 3 号機の建設、これは凍結するのは、当然ではないかというふうに私は考えます。

そして、委員長の意見のなかにもありましたけども、電力不足を心配する声もあります。これに対して、についてはですね、去年の実績ですけども中電のこの原発の依存率というのは、僅か 5%。そして余剰電力が 8~11%あったということですから、この原発がなくても、尚且つ余剰電力を賄っていたと、中電は。というデーターが出ております。ですから、電力不足の心配はないということが言えます。

こういう点からもですね、以上の点から本陳情は、私は採択すべきというふうに 確信しますので、よろしくお願いします。

- ○議長(野口俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。ありませんか。
- 〇議員(2番 米本隆記君) 議長、2番。
- **〇議長(野口俊明君)** 2番 米本隆記君。
- ○議員(2番 米本隆記君) 私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。まず先日ですが、私も所属します総務委員会では島根原発のほうに視察に行かせていただきました。そのなかで先ほど大森議員が指摘されました老朽化、点検漏れ、活断層、いろいろな面で説明を受けましたし、また今の対策も聞いてまいりました。

先ほど活断層、いろいろと長さがあるといわれておりますけども、これも中国電力のほうは、ちゃんと調査をして、これがどの程度影響があるかということも十分に把握しておるようでありました。また、この島根原発を止めた場合に、この冬は何とか持ちこたえるということはお聞きしましたが、来年の夏以降の電力需要につきましては、相当厳しいものがあるというふうに言われております。まして、電力が産業のほうに優先的に使用されるようになりますと、家庭のほうに回ってくる電力というのは確実に少なくなってきます。まず産業は優先になるのは皆さんもご承知のとおりだというふうに思います。私はそういった観点から、産業の空洞化、また家庭の電力不足、これを補うためには、今はこの原子力発電しかないというふうに考えております。以上を申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(野口俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 16 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の 方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立少数です。したがって、陳情第 16 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長(野口俊明君) 次に、陳情第 17 号 原子力から再生可能なエネルギーへの 段階的なエネルギー源の転換を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はあ りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- ○議員(12番 足立敏雄君) 議長、12番。遅くなりました。
- **〇議長(野口俊明君)** 12番 足立敏雄君。
- ○議員(12番 足立敏雄君) 失礼しました。この、質疑だけここでいいだんな。 気を使っていただいてありがとうございます。質疑ということでお願いいたします。 この委員会の意見のなかに、なかというか、細かくみるとですね、採決の結果、 賛成が 1、趣旨採択が 4 と、つまりほとんど賛成だということですよね。で、趣旨採択というのは、うちの議会ではまあできるだけ使わないという申し合わせもしておりまして、ここまでの結果が出ているんだったら、趣旨採択じゃなくっても、採択という形でもいいじゃないかというふうに思います。そのへんのところどういうふうに協議されたのかお聞きいたします。
- 〇総務常任委員長(椎木 学君) 議長。
- ○議長(野口俊明君) 総務常任委員長 椎木学君。
- ○総務常任委員長(椎木 学君) はい。ただいまの質疑に対しまして、お答えをいたします。まあ委員長の立場として、採決には加われなかったわけでございますけども、いろいろ状況は、足立議員のおっしゃることについても十分に、審議はいたしましたが、現在1番基本となるエネルギー基本計画というのが、まだ国のほうから見直しが決定していないという状況にあります。

なおかつ原子力から 16 号にも関連いたしますが、段階的以降というのが共通認識でありますけども、どういう具合にしてというのは、そういう方策というのが、まだ国の段階でも未決定でございまして、残念ながら、採択、採決すべきという皆さんの踏ん切りがつかなかった状況ではあります。異例とは存じますが、趣旨採択ということで皆さんの意見が一致したという状況にあります。 賛成はお一人ございましたけども、4 名の方が趣旨採択、あの全てを足立議員のおっしゃることも議論したうえでの結論というふうに、聞いて考えております。

○議長(野口俊明君) 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

- ○議員(12番 足立敏雄君) 議長、12番。
- ○議長(野口俊明君) まず、反対討論を許します。原案に対して反対討論を許します。次に原案に対して賛成討論を許します。
- **○議員(12番 足立敏雄君)** 議長、12番。
- 〇議長(野口俊明君) 12番 足立敏雄君。
- ○議員(12番 足立敏雄君) 失礼します。私は、陳情に賛成の立場から、討論させていただきます。この前の議案のときにも、原案に賛成ということで立たせていただきました。今、原子力発電大変な状況にあるというのは、皆さんご承知のとおりだと思います。何とか、自然エネルギーに換えようというのは、世界の動きだというふうに私は捉えております。まあなかには、原子力で、こだわっている国家もありますけれども、世界中を見れば何とか縮小の方向に持っていって、安全なエネルギーに換えようというのが、世界の流れだというふうに僕は思っております。

先ほど委員長のほうからもありましたように、国のほうの答申がうんぬんということもありましたが、国がどう考えるかはまた別の問題として、先ほど出ております鹿島原発を50キロぐらいですかね、40か50キロぐらいだと思います。そういう地域におるこの大山町はですね、やはりもっともっとその原子力発電には厳しい目で臨むべきじゃないかなというふうに思っとります。そういう意味でこの陳情には是非賛成してやっていきたいと。先ほども委員長からお聞きしましたように、本当にその趣旨のほうでもういいというんじゃなしに、やはりもう一つ踏み込んだ積極的な姿勢で賛成という考えになっていただけたらなというふうに思います。以上で終わります。よろしく。

○議長(野口俊明君) 次に反対討論を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(野口俊明君) 次に原案に対する賛成討論を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第17号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、陳情第 17 号は、委員長の報告のとおり、趣旨採択することに決定しました。

_____.

日程第 19 陳情第 12 号~日程第 22 陳情第 15 号

○議長(野口俊明君) 日程第19、陳情第12号 2012年度国家予算編成において、

教育予算拡充を求める陳情書についてから、日程第 22、陳情第 15 号 年金受給資格期間の 10 年への短縮を求める陳情についてまで、計 4 件を一括議題といたします。 審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岡田 聰君。

○教育民生常任委員長(岡田 聡君) はい。ただいま議題となりました陳情第 12 号、陳情第 13 号、陳情第 14 号及び陳情第 15 号の 4 件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成23年12月14日。審査人数は委員全員の6名でございます。 陳情第12号 2012年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書、将来 を担う子供たちに豊かな教育を保証することは、社会の基盤づくりに極めて重要な ことであり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国負担割合を2分の1 に復元する必要があります。採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第 13 号 介護保険の充実を求める陳情書、介護保険給付費準備基金を全額活用しても抜本的な問題解決にはならない。介護労働者の労働条件の改善などは、国での議論を見守る必要がある。採決の結果、趣旨採択 1、不採択 4 で不採択すべきものと決しました。

陳情第14号 「社会保障と税の一体改革成案」に反対する陳情、多額な公債を抱える我が国の財政はまさに危機的状況であります。持続可能な財政、そして保障制度の安定・強化のため一体改革は避けて通れません。熟議を重ね検討すべきであります。採決の結果、採択1、不採択4で不採択すべきものと決しました。

陳情第 15 号 年金受給資格期間の 10 年への短縮を求める陳情、この陳情は毎年のように出されておりますが、減免申請制度や生年月日による特例措置もあります。 25 年間払い続けた人との整合性や不公平感等かえって制度不信を招く恐れもあります。国で慎重な議論を行い、恒久的な年金制度の構築が必要であります。採決の結果、採択 1、不採択 4 で不採択すべきものと決した。以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(野口俊明君) 以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

----·

○議長(野口俊明君) これから、陳情第 12 号 2012 年度国家予算編成において、 教育予算拡充を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

〇議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 12 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって陳情第 12 号は、委員長の報告の とおり、採択することに決定しました。

____.

○議長(野口俊明君) 次に、陳情第 13 号 介護保険の充実を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 13 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の 方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立少数です。したがって、陳情第 13 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長(野口俊明君) 次に、陳情第 14 号 「社会保障と税の一体改革案」に反対 する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
- **○議員(3番 大森正治君)** 議長、3番。
- ○議長(野口俊明君) 3番 大森正治君。えーと、待ってください。討論がありますので、まず原案に賛成者の討論を許します。
- **〇議員(3番 大森正治君)** 議長、3番。
- **〇議長(野口俊明君)** 3番 大森正治君。
- ○議員(3番 大森正治君) 社会保障と税の一体改革案に反対する陳情、私は賛成の立場で、これに賛成の立場で討論します。

この社会保障と税の一体改革の最大の目的ですけども、これは消費税の増税ということにあります。そして、国民からみれば社会保障を充実させるどころか、更に切り捨てる改悪となっておる点が大きな問題点だと考えます。消費税増税案は、2015年頃には税率を 10%にしようとしています。これには、高齢化が進むなか、社会保障の財源のために増税もやむを得ないのではないかという声も聞きます。しかし、

22 年前に高齢化社会に備えるといって消費税を導入し、そして橋本内閣のときに社会保障のためといって、税率を 3%から今の 5%に引き上げましたが、この 22 年間社会保障は一貫して削られてきております。このたびの改革案で見逃せないのは、将来社会保障にかかる公費を全て消費税に置き換えるといっている点です。厚労省の試算によりますと、高齢化社会のピークとなる 2025 年、まあ私たち団塊の世代が本当に 70 代頃になるということですけども、その頃の社会保障の公費を全て消費税で賄おうとしますと、税率はなんと 24.4%にも跳ね上がるということだそうです。

消費税は逆進性が強く、低所得者ほど重くのしかかる不公平税制だと言われております。消費税増税は、貧困と格差を一層広げるでしょうし、震災で苦しんでいらっしゃる被災地に重い負担を強いて、復興を妨げる結果にもなってしまいます。

また消費税の増税は、内需を冷え込ませ、景気を更に悪化させることにもなります。かつて景気が上向きかけた時に、先ほど言いました橋本内閣が消費税を5%に引き上げたために、景気が再び悪くなってしまったという歴史的事実があります。そして、消費税増税の一方で、法人税は引き下げようというのですから、事は重大です。日本の法人税は高いと言いますが、研究開発費等の優遇政策で大企業の法人税は引き下げられてきました。この22年間、消費税の増加に反比例して、法人税は減少してきているのです。まさに、消費税は、社会保障のためにほとんど使われず、法人税減税の穴埋めに使われてきたというのが実態であります。以上のことから私たち国民の立場からは、消費税増税は、到底認めることができないと思います。社会保障の財源は、やはり応能負担の原則に基づいて、大企業や富裕層に対してこれまでの行き過ぎた減税を見直したり、新たな減税を中止したりして、応分の負担を求める、また、聖域を設けず歳出の無駄をなくすなどによって賄うことができます。

増税と、この消費税増税と一体で行われようとしているのが、社会保障の全ての分野での給付の削減と負担増の改悪が狙われていることです。例えば、子育ての面では、子ども子育て新システムによって、市町村の公的責任を投げ捨て、民間業者の参入を拡大します。そうなれば、時間外の保育料は自己負担になったり、保育園と保護者の直接契約になり、親が保育サービスを買うことになる、つまり保育内容よりも、料金が重視され保育が儲けの場になってしまいます。

また、年金は支給開始年齢を引き伸ばし、年金支給額は 2.5%引き下げられます。 医療の面では国保税の引き上げに直結する、国保の県単位への公益化や、今凍結されている 70 ないし 70 歳から 74 歳のこの医療費の 2 割負担、これの実施。それから、受診時の定額負担の導入等々があります。介護もそして、生活保護も国民にとって社会保障の切り捨ての内容になっております。このように、国民に負担は重く、社会保障は切り捨てる、そういうふうな改革は、改革の名に値しないのではないでしょうか。

よって、本陳情は、採択するのが私は当然と考えます。以上賛成討論とします。

- ○議長(野口俊明君) 次に、原案に反対者の討論を許します。
- 〇議員(4番 杉谷洋一君) 議長。
- ○議長(野口俊明君) 4番 杉谷洋一君。議員の皆さんは、番号と議長というコールをしてください。
- ○議員(4番 杉谷洋一君) 先ほどは失礼いたしました。先ほど大森議員さん、誠にいいお話しで、私もそういうあれでいいと思います。 じゃあ日本は財政的にはどうなんだかっていうことをですね、やっぱり考えながら、改革っていうもんもですね、断固行なっていかねばならないというふうに私は思います。 そこで私は委員長の報告のとおり、本当に多額な公債を抱える我が国、本当にこれでいいでしょうか。

そこで、まあ少子化の進行を始めとし、社会経済状況が大きく変化するなか、国民生活の安心を確保するためには、長期持続可能で信頼できる社会保障制度根本的に改革する必要があります。資質の高い社会保障、いつでもどこでも誰でも受けられることを目指す一方で、高齢化社会による費用増大が避けて通れなく、財源を捻出するための議論からも私は逃げられないと思います。

そこで、社会保障と税の一体改革は、安定した社会保障財源を確保するものでもあり、国と地方が協力して推進すべき改革であろうかと思います。また年金医療、介護、財政が長期的に持続可能であることを明確に示すことで、老後の心配が減ります。現在、国会内でも厳しい大議論が展開されております。70 から 74 歳の医療費の窓口負担、1 割から 2 割の引き上げや受診時の 100 円上乗せ徴収などは見送られております。このままでは私は本当、現役世代や、将来世代の負担が、私は増大するだけの結果に終わりかねないと思います。社会保障関連予算が日本の財政赤字拡大の根本原因となっていることは、いうまでもありません。社会保障安定財源を確保する社会保障と税の一体改革の実現に向けて、国、地方、双方が、協力しながら推進していく必要があります。社会保障の安定、強化のため、改革が現在国会でも議論がなされており、具体的な最終案が見えてこない状況では判断できない。よって私は委員長の提案どおり賛成といたします。よろしくお願いいたします。終わります。

○議長(野口俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の 方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立少数です。したがって、陳情第 14 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----··

〇議長(野口俊明君) 次に、陳情第 15 号 年金受給資格期間の 10 年への短縮を 求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(野口俊明君)** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
- **〇議員(3番 大森正治君)** 議長、3番。
- **○議長(野口俊明君)** まず、討論がありますので、まず原案に賛成者の討論を許します。
- 〇議員(3番 大森正治君) 議長、3番。
- **〇議長(野口俊明君)** 3番 大森正治君。
- ○議員(3 番 大森正治君) 何度も出ますけども、再びこの年金受給資格期間の 10年への短縮を求める陳情、賛成の立場で討論したいと思います。

陳情者が、陳情書に述べておられますが、その内容は私は全て納得できます。皆さんも読んでいただいたと思いますけども、受給資格期間が10年間に短縮されれば、国民の納付意欲は確実に向上します。ということは年金財政を豊かにする、そういうプラス面があると思います。25年間かけた人との整合性とか、あるいは不公平感があるのではないかということですけども、年金の受給額は、かけた年数あるいはかけ金額によって決まるわけですから、25年間かけた人は、多くの年金が受給できますし、そして10年かけた人は、それなりの年金を受給することになると。ですからここには整合性があると思いますし、不公平感も私はないと考えます。

受給資格期間が 25 年間という国は、世界にない。そういう点も考えて見なければならないのではないでしょうか。イギリス、フランス、スウェーデンは期間がありません。そしてドイツは 5 年間、アメリカが 10 年間などとなっております。本来なら政府が、外国のように絶えずこの資格期間を修正して、国民の年金に対する信頼をつなぎ、保険料の納付意欲を維持向上させるべきだったと私は思います。そうすれば、そうしていたならば、消えた年金の問題も起こらなかったかもしれません。今からでも制度改革して年金制度を改善し、国民の信頼を得ることは重要なことと考えます。付け加えますけども、受給資格期間 10 年へのこの短縮については、民主党政権が今提案しようとしていますし、そして自民党もですね、マニフェストのなかで 10 年への短縮、公約しております。こんなふうに、去年の自民党のマニフェストには書いてあります。年金の受給資格要件の期間を 25 年から 10 年に短縮します。はっきりと書いてあります。ですからこれを不採択にすれば、大山町議会は疑問視されるのではないでしょうかね。この陳情は常任委員会での結論を覆して、私は採択すべきというふうに確信しております。どうかよろしくお願いします。

〇議長(野口俊明君) 次に、原案に反対者の討論を許します。討論はありません

か。

- 〇議員(7番 近藤大介君) 議長、7番。
- **○議長(野口俊明君)** 7番 近藤大介君。
- ○議員(7番 近藤大介君) 私は、委員長報告に賛成し、並びに陳情提出者の原案 に対して反対の立場で討論いたします。

さて皆さんご承知のように、年金制度は世代間の相互扶助のための制度でございます。以前は、現役世代 5、6 人が、一人の高齢者を支えるというようなことでありましたけれども、少子高齢化が進むなかで、2 人、3 人の現役世代が、1 人の高齢者を支えなければならなくなり、さらにその割合は、少なくなっていると。現役世代に対しての負担が年々重くなっているという状況でございまして、年金制度もそもそも抜本的な改革が必要になっていることは、皆さんご承知のとおりでございまして、国のほうでも現在、社会保障と税の一体改革が進められている、議論されているところでございます。

さて、本陳情は年金受給資格期間を10年間にして欲しいということの陳情でございますが、今現在は、25年間年金をかけてはじめて受給資格が得られるものですけれども、所得の少ない方については、減免申請を出すことによって、減免申請を出している期間もその受給、その25年間の年数にカウントされます。金額、もらえる年金額は、少なくなるわけですけれども、それでもまあそういう届け出を出すことによって、所得の少ない方は、減免の制度も受けられるということでございます。そういった意味で所得のかたい、少ない方への救済措置は、既に行われているという現状がございます。そういったわけで、年金の受給資格期間を10年にして欲しいという陳情の趣旨も決して分からないわけではありませんが、制度自体は、抜本的な改革、国での制度設計の抜本的な見直しの議論の経過を見ながらその結果を待ちたいというふうに考えますので、このたびは、採択の必要はないと考えます。なお、重ねて申し上げますけれども、この陳情は毎年同じ中身の陳情で出ておりますけれども、過去一度も採択をした、大山町議会では、一度も採択をしたことがないということも合わせて申し添えます。以上です。

○議長(野口俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の 方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立少数です。したがって、陳情第 15 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

昼になりましたので、ここで休憩いたします。午後の再開は、午後 1 時といたします。休憩します。

午後 0 時 1 分 休憩

____.

午後1時 再開

日程第23 発議案第3号

〇議長(野口俊明君) 再開いたします。日程第23、発議案第3号 地方財政の充 実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めま す。提出者 総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長(椎木 学君) はい、議長。ただいま議題となりました、発議 案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説 明をいたします。

発議案第3号は、陳情第11号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、東日本大震災によって、東北・関東では 多くの自治体が甚大な被害を受けた。

今後は、自治体が中心となった復興が求められる。また、全国の経済状況は依然 として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティー ネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

よって、政府に対し、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記の対策を講じられるよう強く要請する。

記、1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。2、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。3、地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日鳥取県大山町議会、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済 産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣でございます。宛てでございます。 以上、発議案第3号の提案理由の説明を終わります。

〇議長(野口俊明君) 以上で発議案第3号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議 案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

_____.

日程第24 発議案第4号

- 〇議長(野口俊明君) 日程第 24、発議案第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費 国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を 求めます。提出者教育民生常任委員長、岡田 聰君。
- 〇教育民生常任委員長(岡田 聰君) はい、議長。発議案第4号 30人以下学級 実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、上記の議案を別 紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由のご説明をいたします。発議案第 4 号は、教育民生常任委員会で陳情第 12 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するもの であります。

それでは、意見書を朗読いたします。30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書、2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けようやくスタートを切ることができました。

今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下 げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関 する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として 26 人~30 人を挙げています。

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。 未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創 出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012 年度 政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づ き意見書を提出します。

記、1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。2011年12月22日 鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。以上です。

○議長(野口俊明君) 以上で発議案第4号の提案理由の説明は終わります。

これから発議案第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る 意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議 案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

____.

○議長(野口俊明君) 日程第 25、発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置 についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 足 立敏雄君。

〇議会運営委員長(足立敏雄君) はい、議長。失礼します。発議案第 5 号 議会 改革調査特別委員会の設置について、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 109条の2第5項及び大山町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。 平成23年12月22日提出、提出者 大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄。

ただいま議題となりました発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置について提案理由のご説明をいたします。

地方分権が、進展するなか、住民にとって身近な自治体の役割が重要になります。 それと共に議会の果たすべき役割も一層重要になっています。大山町議会はこれまでも議会のテレビ中継、議会報告会の開催など、議会改革に取り組んでまいりましたが、分権時代のあるべき地方議会を目指して、さらなる改革が必要と考え、大山町議会改革調査特別委員会を設置し、調査・研究するものであります。

この同じ議会改革調査特別委員会というのは私たちがこの期、4年間の間に1回設置しております。その時にもいろいろな改革案を出したわけですけれども、まだ残している案件も多々あります。あと僅か任期は1年少しになりましたけれども、この機会にもっともっと議会改革を進めてよりよい議会にしたいというふうに思っております。どうぞご理解のほうよろしくお願いいたします。

それでは、議案を朗読し、提案に代えさせていただきます。

まず、特別委員会の名称は、議会改革調査特別委員会であります。設置根拠は、 地方自治法第 110 条及び委員会条例第 6 条であります。目的は、地方分権の時代に ふさわしい議会のあり方を追求するため、調査・研究を行うものであります。委員 の定数は議員全員の 18 人です。調査期間は、調査完了まで、閉会中も継続し調査・ 研究を行うものであります。皆さんのご賛同を願い、以上で発議案第 5 号の提案理 由の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(野口俊明君) 以上で発議案第5号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第 5 号 議会改革調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「 なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「 なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、発 議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

____.

○議長(野口俊明君) ただいま設置された委員 18 人によります議会改革調査特別 委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。ここ で暫時休憩します。委員の皆さんは、議員控室に移動してください。

午後1時16分 休憩

____.

午後1時40分 再開

日程第 26 議会改革調査特別委員会委員長・副委員長の 互選結果の報告について

〇議長(野口俊明君) 再開します。日程第 26、議会改革調査特別委員会委員長・ 副委員長の互選結果について報告をいたします。

休憩中に開催されました議会改革調査特別委員会において、委員長・副委員長の 互選が行われました。その結果、委員長に西尾寿博君、副委員長に近藤大介君が、 それぞれ互選されたので、ご報告いたします。

_____.

日程第 27 議員派遣について

〇議長(野口俊明君) 日程第 27、議員派遣についてを議題とします。会議規則第 119条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、平成 24年1月 19日から1月 20日までの 2日間、滋賀県大津市にあります全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修に、西尾寿博君を派遣するものです。

お諮りします。議員派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

----··

日程第28 閉会中の継続審査について

○議長(野口俊明君) 日程第 28、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています申出書のとおり、農民運動鳥取県連合会代表者 今本潔から提出がありました陳情第18号 TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することの意見書を求める陳情について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第 18 号 TPP 参加に向けた関

係各国との協議を中止することの意見書を求める陳情について、閉会中の継続審査 とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のと おり、陳情第 18 号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

____.

日程第 29 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(野口俊明君) 日程第 29、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを 議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております 申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

____.

日程第30 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(野口俊明君) 日程第 30、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

〇議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----··

日程第31 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(野口俊明君) 日程第 31、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

____.

日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(野口俊明君) 日程第 32、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを 議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました 申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出の通り、 閉会中の継続調査とすることに決定しました。

____.

○議長(野口俊明君) ここで議員の皆さんにお知らせをします。

先ほど開催された議会改革調査特別委員会において、委員長からお手元に配付の とおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会改革調査特別委員長から、申し出のありました閉会中の継続調査について、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員長からありました、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

ここで追加議事日程表配付のため、暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時48分 再開

追加日程第1 閉会中の継続調査について

〇議長(野口俊明君) 再開します。追加日程第 1、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議 規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口俊明君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

_____,

閉会宣告

○議長(野口俊明君) これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。 会議を閉じます。平成23年第13回大山町議会定例会を閉会します。

____.

〇局長(諸遊雅照君) 互礼を行います。一同起立、礼。

____.

午後1時49分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 足立 敏雄

署名議員 小原 力三